

令和 8 年度【選挙管理委員会事務局】 臨時的任用職員（選挙課庶務業務） 募集要領

臨時的任用職員とは、一般職常勤職員の出産休暇などにより欠員が生じ、代替職員が必要な場合に任用する臨時の職員で、一般職常勤職員と同様の業務に従事します。

1 職種

事務

2 職務内容

- (1) 選挙管理委員会事務局内の庶務業務（各種照会等に関する事務、支出に関する事務、メール・電話対応、その他事務）
- (2) 市会に関する業務（局内・関連部署との調整、資料作成等）
- (3) 選挙時の投・開票速報、報道対応に関する業務
- (4) その他、所属長が必要と認める業務
（大規模災害発生時における災害対応業務を含みます。）

3 応募資格

- (1) パソコンの基本操作（エクセル・ワード等の入力、電子メールの送受信、端末操作など）ができること
- (2) 地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと

4 募集人数

1 名

5 勤務条件および報酬（一般職常勤職員と原則として同様）

- (1) 任用期間
令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年 4 月 30 日（金）まで
※欠員事由の延長・消滅により変更になる場合があります。
※令和 9 年 3 月 31 日（水）までの任用期間とすることも応相談。
- (2) 勤務時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（うち休憩 1 時間）

※業務に応じて、超過勤務をしていただくことがあります。

(3) 勤務日

週 5 日勤務（土日祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

※選挙執行に伴い、土日祝祭日に勤務していただくことがあります。

(4) 勤務場所

選挙管理委員会事務局選挙課

（横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 17 階）

(5) 給与

給与月額目安 大学卒：267,844 円

※給与月額には地域手当を含みます。卒業後に職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて加算される場合があります。

その他状況に応じて期末・勤勉手当、通勤手当等が支給されます。

(6) 休暇

年次休暇、病気休暇、結婚休暇、介護休暇等

※年次休暇、病気休暇、介護休暇については、一般職常勤職員と扱いが異なります。

任用されるまでに条例改正等が行われた場合は、その定めるところによります。

6 応募方法

(1) 書類提出期限（下記問い合わせ先に郵送または持参にてお申込みください）

令和 8 年 8 月 17 日（月）必着（持参の場合は同日 17 時 00 分まで）

(2) 提出書類

ア 選考申込書

イ 履歴書

様式はホームページよりダウンロード、または下記、問い合わせ先にて配布します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/sonota-boshu/rinji/>

※封筒の表に「臨時的任用職員 応募」と明記してください。

※提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

7 選考方法・日程等

(1) 一次選考 書類選考

(2) 二次選考 面接

令和 8 年 8 月 25 日（火）予定

※8 月 24 日（月）も応相談で対応可能。

※詳細な日時及び場所は個別に通知します。

8 選考結果通知時期

- (1) 一次選考：令和 8 年 8 月中旬（予定）
- (2) 二次選考：令和 8 年 8 月下旬（予定）

※必要に応じ、電話連絡をすることがあります。

9 雇入時健康診断

必要に応じ、雇入れ時に健康診断を受診していただくことがあります。

10 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 17 階
選挙管理委員会事務局選挙課
担当：水野・川原 電話：045（671）3335